

令和2年7月16日開催 下野市人権推進審議会
令和元年度 人権教育・啓発推進行動計画実績（概要版）

◆ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

人権教育・啓発活動を推進するとともに、「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

①生涯学習の視点に立った人権の推進

学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

②共生の心を育む

高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。すべての人々が互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

③連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

◆ 行動計画（改訂版）の推進期間

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間

※男女共同参画、子ども・子育て支援、高齢者保健福祉、障がい者保健福祉に関連する事業に関しては、人権教育・啓発推進に関連が強い事業のみ本計画において進捗管理を行います。その他の事業については、市で策定した各分野の個別計画において進捗管理を行っています。

◆重要課題の施策

1. 同和問題

同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題であると捉え、差別意識の解消に向け、正しい理解を深めるための発達段階に即した人権教育・啓発およびえせ同和行為への対応・予防に取り組みます。

<具体的施策>

- ・人権一般の普遍的な視点からの「人権教育・啓発」の推進
- ・人権の擁護のための相談事業の実施
- ・えせ同和行為対応について啓発推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

えせ同和行為対応についての啓発推進

【商工観光課】【市民協働推進課】(p.2)

立地企業を対象に法務省発行の啓発パンフレットを配付することで情報発信に努め、広報でえせ同和行為に関する注意喚起を行いました。

○その他

人権の擁護のための相談事業の実施

【社会福祉課】(p.2)

人権擁護委員、民生委員児童委員、行政相談委員、県民相談員による心配ごと相談の実績件数は49件でした。H30と比較して6件減少しており、同和問題に関する相談は0件でした。

相談事業は3地区の会場でそれぞれ第1～3週まで週1回午後に2時間、第4週はゆうゆう館で週1回午前中に2時間の相談時間を設けました。

2. 女性

「第二次下野市男女共同参画プラン」(※1)に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するDVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)」(※2)に基づき被害防止や被害者の保護に取り組みます。

※1 男女共同参画社会基本法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、さまざまな男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、男女が共に支え合い共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりをめざす計画です。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを目的に策定された計画です。

<具体的施策>

- ・男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

事業者への啓発事業について

【市民協働推進課】(p.3)

新たに、従業員の仕事と家庭の調和を支援する取組を行っている事業所を認定する「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」の要綱を制定しました。認定の判定基準として、女性従業員の活躍推進や、各種ハラスメント防止対策等への取組内容を含めました。

○その他

男女共同参画推進事業について

【市民協働推進課】(p.3)

家庭での男女共同参画を共通のテーマとして、「男女共同参画のつどい in しもつけ」及び「男女共同参画推進セミナー(H29女性活躍推進セミナーから継続実施)」を開催しました。

「男女共同参画のつどい in しもつけ」はテーマに合わせた映画の上映を行いました。開催を夏休み時期に合わせることや、学校を通じて子どもと家族に対し周知を行い、家族での参加を促しました。

また、「男女共同参画推進セミナー」では、主夫の視点からライフスタイルの提案を行い、仕事と家庭の両立の基礎となるコミュニケーションの大切さを呼びかけました。セミナーは平日開催のため、託児を行い、小さい子どもを持つ主婦層が参加しやすいよう配慮しました。

3. 子ども

「子育て応援しもつけっ子プラン」(※3)に基づいて地域・家庭・学校と連携した子育て環境づくりを進め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図ります。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童(※4)対策に取り組めます。

※3 「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みへの対応を図るとともに、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定した支援計画です。

※4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する児童を指します。「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれます。

<具体的施策>

- ・子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

人権教育講演会について

【生涯学習文化課】(p.4)

「明日、笑顔になあれ一夜回り先生からのメッセージ」をテーマに、水谷修氏(花園大学客員教授)を講師として迎え、市民や各種委員会委員、学校教職員、行政職員等を対象にした講演会を開催し、市民の人権意識高揚を図りました。また、とちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼し、視聴覚障がいのある方も参加できる体制をとりました。

市民人権講座について(1)*

【生涯学習文化課】(p.4)

差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に、身近な人権問題をテーマにした講座を開催しました。子どもへの体罰や顧問教員の労働問題など、部活動に関する人権をテーマとして採用し、市民の人権意識の向上のための学習機会を提供しました。

*市民人権講座は全3回開催しており、テーマ別に掲載しています。

○その他

オレンジリボンキャンペーン事業について

【こども福祉課】(p.4)

地域全体で児童を見守りする環境づくりのため、子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広め、市民の関心を高め虐待防止に繋げる啓発活動を行いました。また、「子どもたちが安心して暮らせる社会～児童虐待防止に向けて、地域・学校・行政ができること～」をテーマに、秋場博氏（栃木県公認心理師協会会長）を講師に迎え、市内幼稚園、認定子ども園、保育園職員等を対象に講演会を行い、保健福祉機関等の地域ネットワーク形成の推進に努めました。

要保護児童対策地域協議会について

【こども福祉課】(p.5)

警察、医療機関、児童相談所、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等で構成された要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止を目的とした地域ネットワーク推進のための会議のほか研修会を行いました。

ライフステージに応じた相談・支援体制の充実について

【健康増進課】【学校教育課】(p.6)

妊娠・出生届出時には保健師または助産師が面接を行い、要支援者については保健師及びスクールカウンセラーや臨床心理士等が面接指導を継続実施し、早期から関係機関とも情報及び支援方針の共有を図りました。

児童生徒の支援に関しては、スクールカウンセラー、臨床心理士、コーディネーター等の各種相談員の対応・連携により、支援を行いました。面談の内容については保護者の同意を得てから学校関係者に話す体制をとりました。

4. 高齢者

「下野市高齢者保健福祉計画」(※5)に基づいて、自立支援と生きがいを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組めます。

※5 高齢者の人口の急激な増加や多様化する高齢者ニーズに対応するため、高齢者の福祉と健康の増進を図るための高齢者対策の基本指針です。現在は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とした「第7期下野市高齢者保健福祉計画」となっています。

<具体的施策>

- ・介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進
- ・認知症高齢者等に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

特記事項なし

○その他

認知症サポーター養成講座について

【高齢福祉課】(p.7)

認知症の理解を深めるため、小・中・高・大学生、各団体等の幅広い年齢層に向けた講座を行いました。併せて、認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、更なる認知症への理解を深め、地域で見守りできる人材の育成を図りました。さらに、受講修了者のうち有志により結成されたボランティア団体「チームオレンジしもつけ」に認知症対策事業(認知症講演会)への協力を依頼し、事業を推進しました。

5. 障がい者

「しもつけしハートフルプラン」(※6)に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指します。

そのため、障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスや支援の充実に努めます。

※6 障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、共に生きる社会の実現のため、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めるための計画です。現在は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とした「第5期下野市障がい者福祉計画」となっています。

<具体的施策>

- ・教育の充実及び交流・触れ合いの促進
- ・障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・障がい者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

しもつけ福祉塾について

【社会福祉課】(p.9)

障がい者への正しい理解と共生型サービスの実態やその効果について、地域全体で学びを深めるため、市民・障がい者・高齢者の支援を行っている方を対象に講演会を実施しました。講演会には100名が参加しました。精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組みました。

○その他

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座について

【社会福祉課】(p.9)

下野市と栃木労働局の共催で精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催しました。講座では就業生活支援センター支援員が、障がい者と共に働く共生社会の実現のため、事業者や市役所職員に向けて、障害特性や事例をわかりやすく紹介しました。

6. 外国人

差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努めます。

また、在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

<具体的施策>

- ・外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進
- ・国際感覚を深める教育・啓発の推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

市ホームページの多言語化について

【総合政策課】(p.11)

令和元年 11 月から市ホームページなどの PDF ファイルを多言語化し、音声読み上げによる閲覧に対応する、多言語自動翻訳ツール「カタログポケット」の運用を開始しました。

市民人権講座について (2)

【生涯学習文化課】(p.12)

差別のない明るいまちづくりを目指して、山口健一氏（下都賀教育事務所ふれあい学習課）を講師に、マンディブ・チェットリ氏をゲストに迎え、市民を対象に「多文化共生に関する理解を深めるための講話やワークショップ」を開催しました。

7. HIV 感染者等

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えてくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組みます。

<具体的施策>

- ・エイズ教育（性教育）の推進と正しい知識の普及
- ・ハンセン病に対する正しい知識の普及

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

ハンセン病を通して人権を学習する施設について

【市民協働推進課】(p.13)

ハンセン病を通して人権を学習する施設である、重官房資料館（草津町）の情報提供を受け、施設見学や出張講演など、今後の人権啓発事業への活用を検討することとしました。

8. インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるために、モラルをもった利用の推進を図ります。

個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図ります。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応します。

<具体的施策>

- ・利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進
- ・差別的表現への対応

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

情報モラル教育研修会について 【学校教育課】(p.14)

SNS 等でのいじめ対策への理解を深めるため、民生委員に対し、情報モラル教育についての研修会を行いました。

○その他

学校教育におけるインターネット利用の注意について 【学校教育課】(p.14)

H29 下野市子ども未来プロジェクト作成「ネット利用のあたりまえ 4 つの大丈夫？」リーフレットのダイジェスト版を全校児童生徒に配布し、家庭でのルールを決める活動を通して、自分の生活を振り返るようにしました。

9. その他の人権問題

時代や社会の変化の中で、配慮が求められる方々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

<具体的施策>

- ・人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進

○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

男女共同参画情報紙シェアリング第22号について

【市民協働推進課】(p.15)

性別による固定的な意識に関する記事を掲載し、各戸および市内中学校に配布しました。市民の視点を取り入れるため、公募委員等で構成される編集委員会において企画編集を行いました。

市民人権講座について(3)

【生涯学習文化課】(p.15)

「犯罪被害者の人権について考える」をテーマに差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に講座を開催しました。身近な人権問題に焦点をあて、市民の人権意識を高めるための学習機会を提供しました。